

東村山中央公園マネジメントプラン

東村山中央公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	70-3
I 東村山中央公園の基本的事項	70-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 東村山中央公園の開園概要	70-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東村山中央公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	70-7
2 取組方針	70-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	70-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東村山中央公園の現況写真	
規制緩和区域図	
<資料編>	70-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東村山中央公園に関する資料	



はじめに

「東村山中央公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東村山中央公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名 称 東村山都市計画公園第5・5・2号東村山中央公園
- ・位 置 東村山市富士見町五丁目及び美住町一丁目各地内
- ・面 積 12.1ha
- ・種 別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和61年3月17日 東京都告示第269号

(2) 東村山中央公園の基本的な性格・役割

本公園は、都心から約30km、北多摩北部地域に位置する都市計画公園である。計画区域は、通産省機械技術研究所の跡地利用により小学校・高校・水道局給水所・公団住宅等とともに、武蔵野の自然が色濃く残っていた同跡地の緑の保全と再生をめざして計画された。北東側に隣接する狭山・境緑道により、北は狭山丘陵の公園群から南は小金井公園まで、十数キロに及ぶ緑のネットワークを形成しており、北多摩北部地域における緑の拠点のひとつとして、重要な役割を担っている。

園内には、東・西地区の樹林地、バードサンクチュアリ（西地区の樹林地）、草地の中央広場、ゲートボール場、流れ、遊具広場、じゃぶじゃぶ池などが配置され、レクリエーション機能が充実している。周辺には小平霊園、玉川上水緑道、東大和公園、八国山緑地などがあり、西武多摩湖線をはさんで狭山・境緑道に隣接し、サイクリングロードのオアシスとなっている。

なお、東京都地域防災計画及び東村山市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

東村山中央公園の整備計画（昭和61年）

基本的な考え方

- ア) 計画地内に現存する既存樹林を積極的に保全し、かつ、その利用を図る。
- イ) 狭山・境緑道の利用拠点としての機能も持たせる。
- ウ) 災害時の避難場所としての機能を持たせる。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「東村山中央公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

地域住民や近隣の学校と連携し、花壇リニューアルを行った。また、デザインは花壇ボランティアと共に考え、バイオを活用した堆肥作りを行うなど様々な手法で公園の魅力向上に努めた。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施

設の整備を行った。地域連携防災訓練等を実施した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

大量発生したカシノナガキクイムシ被害木の調査により、被害状況や緊急性を分析・検討し、適期に必要な応じて適切な伐採・剪定を行った。

(2) 東村山中央公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・雑木林等を活用した生物多様性普及啓発
- ・原っぱを活用した子育て支援や地域交流の活性化
- ・地域との連携による健康維持増進

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・東村山市地域防災計画（令和4年3月修正）

Ⅱ 東村山中央公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立東村山中央公園（ひがしむらやまちゅうおうこうえん）				
開園日	昭和63年6月1日				
開園面積	121,098.87 m ² （令和4年9月1日現在）				
公園種別	総合公園				
所在地	東村山市 富士見町五丁目、美住町一丁目				
アクセス	西武多摩湖線「八坂」、JR中央線「立川」北口から西武バス 久米川行き「合同宿舎前」				

(2) 主な公園施設

西樹林地、東樹林地、バードサンクチュアリ、中央広場、ゲートボール場、マイマイ池

2 利用状況等

(1) 利用概況

遊具広場の利用が多い。また、夏季は子どもたちの水遊び場として、水景施設の利用が多い。その他、地域の方の散歩や高校生等の運動、紙飛行機を飛ばす団体の利用等がある。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計 (人)	695,927	723,978	661,178	628,533	645,587

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	62,728	79,402	60,734	45,820	41,566	52,085
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
695,927	58,497	70,048	47,059	47,846	53,921	76,221

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

2団体・約43名が、花壇づくりや講習会の手伝いなどを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「菊花展」「工作教室」などが行われた。

Ⅲ 東村山中央公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（広場[中央広場]）
ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地（広場[中央広場]）
- ・東村山市地域防災計画による指定
広域避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は空堀川、狭山境緑道と近接しており、水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標3：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標4：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体と公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・中央広場のあるゾーン

広々とした空間でのレクリエーションに供するなど多目的な利用のため、安全で快適な空間とする。

なお、中央広場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・ゲートボール場のあるゾーン

競技特性に応じた施設の良好な機能維持を図っていく。

B：遊具広場ゾーン

- ・遊具広場やマイマイ池のあるゾーン

複合遊具広場やじゃぶじゃぶ池は子どもの安全な遊び場としていく。

J：樹林ゾーン

- ・公園の東に残された樹林のゾーン
樹林地の自然環境を維持・保全し、散策・休息等の利用に供するとともに、環境学習の場等として対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・公園の西に残された、生物の生息環境の保全を図るゾーン
野鳥をはじめとする生物の生息・生育環境を維持・保全するとともに、野鳥や自然観察の場として対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、鉄道敷に面する所では、越境樹木に十分注意する。区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 東村山中央公園



凡 例

記 号	名 称
	多目的広場ゾーン
	遊具広場ゾーン
	樹林ゾーン
	環境共生・保全ゾーン
	駐車場ゾーン

記 号	名 称
	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都緑R/200の地図図を使用して作成したものである。(簿記番号) 66都市基交第01号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらおう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様な環境の創出

バードサンクチュアリや東樹林地などをふまえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

②植物の維持管理

中央広場については、美しく開放的な芝生広場として良好な状態に維持管理する。

ボランティアとの連携による花壇づくりについては、公園の魅力を高める彩りとなるよう適切な管理を行う。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①民間活力導入・パートナーシップの推進

都立公園の活性化や魅力向上を目的に、一部の広場において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベント等を受け入れるため、占用許可の基準を緩和している。

②魅力的なイベント・プログラムによる公園利用の活性化

子どもたちから高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、バードサンクチュアリや東樹林などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、環境教育プログラムの実施などの取組を行っていく。また、狭山・境緑道との連携を強化し、散策やサイクリングなどの一体的な利用を図るなど、公園の魅力向上に取り組んでいく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性保全利用計画にもとづき、改修・再整備を行う。

IV 図面・写真

現況平面図 東村山中央公園（令和3年4月1日現在）



周辺土地利用図（空中写真）

東村山中央公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

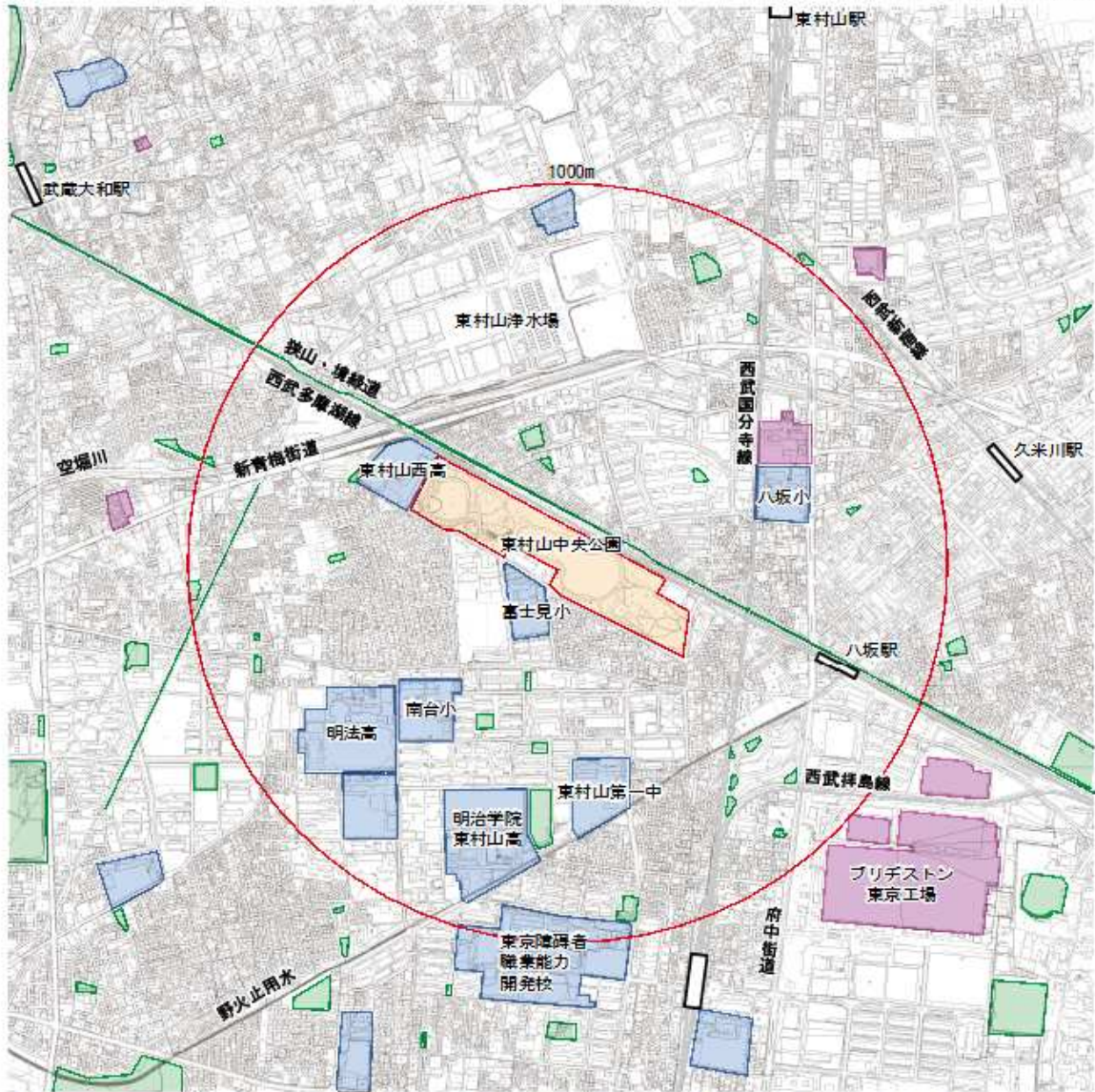
0 150 300m



令和元年10月撮影
地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）をもとに作成

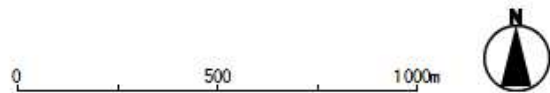
周辺土地利用図（地図）

東村山中央公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（社団法人など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



東村山中央公園の現況写真【令和4年6月撮影】

① サンクチュアリ沿い園路



⑤ マイマイ池



② バードサンクチュアリ観察舎



⑥ 休憩所と園路



③ ゲートボール場（西側）



⑦ 中央広場



④ 遊具広場



⑧ ゲートボール場（東側）



占用基準を緩和する区域図 東村山中央公園



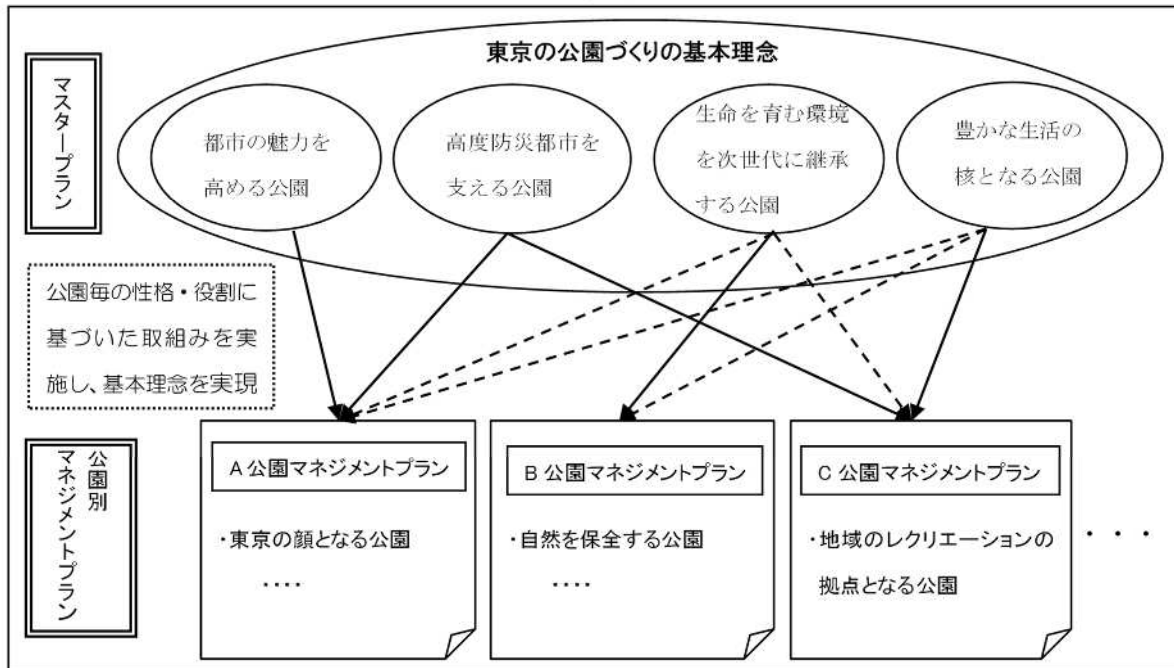
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京情報R1/250Dの地形図を使用して作製したものである。(承認番号)26都研基交第350号

<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東村山中央公園が担うことになるプログラムには◎を、東村山中央公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 東村山中央公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上		指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度基本理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
	(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○	
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
に生命を育む環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎	
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発現事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	公園でのスポーツによる健康づくり		◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎	
	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 東村山中央公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 61 年 3 月	元は通産省工業技術院機械技術研究所の跡地の一部であった。
1986 年	東京都告示第 269 号により、都市計画決定。(12.1ha)
昭和 63 年 6 月	東京都告示第 564 号により、開園。(12.1ha)
1988 年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本公園は、武蔵野台地中央部の「武蔵野段丘」上に位置し、標高 80m 前後の平坦な地形を示している。
- ・本公園の北西方向約 2km には多摩湖や狭山公園などがある。
- ・本公園周辺の植生は、クヌギ・コナラの雑木林とシラカシ、ケヤキ、ムクノキ等の混生が代表的なものである。

2) 社会的環境

- ・本公園には、西武多摩湖線八坂駅から徒歩 20 分、J R 中央線立川駅からはバスを用いてのアクセスとなる。
- ・本公園のすぐ北側には新青梅街道、東側に府中街道が通っている。
- ・本公園の周辺には、農耕地や平地林の間に市街地、集落が散在していたが、昭和 40 年代以降急激に宅地化が進行した。
- ・本公園に隣接して、研究所跡地に設けられた教育施設や公共施設がある。
- ・本公園北側の西武多摩湖線沿いには、狭山・境緑道がある。
- ・本公園の中央部の地下には、水道局八坂給水所に付属する地下配水池が設けられている。

(3) 園内のトピックス

①バードサンクチュアリ（西樹林）

野鳥などの保護と生物の生息環境の保全を目的としている。保全区域を管理柵で囲い、区域内には小滝・池を、周囲には池・州浜を整備している。また、野鳥などの様子を観察できる施設も整備している。

②東樹林

アカマツやコナラなどの明るい林で、散策等の利用のほか、萌芽子更新の実験や環境学習等が行われている。

③マイマイ池（じゃぶじゃぶ池）

かたつむりのように渦巻き形の形状に水が流れる水景施設で、子ども達が水遊びをできる施設として人気が高い。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	0	1	2	0	1
映画等の撮影	1	1	1	4	1
その他	9	7	9	11	11

2) 主な催し物（令和3年度実施分）

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	菊花展	10~11月	1,555
	2	エントランス季節飾り	7月/12月	—
	3	自然と遊ぼう	12月	111
	4	こどもわんぱくイベント	11月	132
都民協働	1	気ままにボランティア	11月	6
	2	公園連絡協議会	8月/9月	13/12
	3	地域連携防災訓練	9月/3月	57/44
自主事業	1	工作教室	11月	929
	2	子ども向け防災ゲーム・ワークショップ	8月	73
	3	「和の文化」フェスティバル	11月	26
	4	おもてなし花壇	6~9月	—
	5	犬のマナーアップ大作戦	10~12月	—

3) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
東村山市小彼岸桜の会	小彼岸桜生育管理、イベント協力	17
東村山中央公園小菊の会	小菊盆栽の仕立て、花壇手入れ、イベント協力	26